

独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農振第 1411 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2326 号

独立行政法人水資源機構理事長 殿

農 林 水 産 事 務 次 官

（通則）

第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行う水資源開発施設及び愛知豊川用水施設の管理に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、機構に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第 2 第 1 に規定する経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（申請手続）

第 3 規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、機構は、補助金の交付を受けようとするときは交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付申請書の添付書類）

第 4 第 3 の申請書には、適正化法施行令第 3 条第 2 項の書類を添付することを要しない。

（交付申請書の提出期限）

第 5 規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 6 大臣は、第 3 の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、機構に対しその旨を通知するものとする。

2 第 3 の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定に

よる交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 機構は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 機構は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象外事業費から補助対象事業費への流用による補助対象外事業費の減

(2) 水路等管理費のうち、費目の細分相互間におけるいずれか低い額の30パーセントを超える増減

(3) 水路等管理費から管理業務事務費への流用による水路等管理費の減

(4) 水路等管理費及び管理業務事務費から一般管理費への流用による水路等管理費及び管理業務事務費の減

(事業遅延の届出)

第11 機構は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第 12 機構は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、機構に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第 13 機構は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（実績報告）

- 第 14 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、機構は、補助事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 機構は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第 15 大臣は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に

応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 16 機構は、第 15 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 14 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 15 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 15 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 17 大臣は、第 9 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 機構が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 機構が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 機構は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 機構は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 20 機構は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 21 機構は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 機構は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 22 機構は、第 3 の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 12 の規定による状況報告、第 13 の規定による概算払請求及び第 14 第 1 項による実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 機構は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定め

にかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた機構に対する通知、承認、指示、命令については、機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 機構が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表（第2関係）

	事業名	補助対象施設	補助率
1	・印旛沼開発事業 ・印旛沼開発施設 緊急改築事業	・印旛機場 ・大和田機場 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
2	・利根導水路建設事業 ・利根大堰施設緊急改築事業 利根中央用水事業 ・利根導水路大規模地震対策事業	・利根川取水施設 ・埼玉用水路施設 ・葛西用水路施設 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
3	・愛知用水事業 ・愛知用水二期事業 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業	・牧尾ダム ・兼山取水口 ・東郷調整池 ・前山池 ・入鹿連絡施設 ・幹線水路（成岩調節堰直下流から美浜第2サイホン終点までを除く。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
		・左記事業によって生じた施設	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、水資源開発施設等保全管理事業実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1824号農林水産事務次官依命通知）第2の事業に要する経費の2分の1以内
4	・豊川用水事業 ・豊川用水施設緊急改築事業 ・豊川用水二期事業（指定工事に係るものに限る。）	・水源施設（宇連ダム、流域変更施設、佐久間導水施設、三ツ口池、初立池及び駒場池をいう。） ・大野取水施設 ・牟呂松原頭首工施設 ・幹線水路施設（牟	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内

		呂 幹 線 水 路 を 除 く。) ・その他の施設※	
		・左記事業によっ て生じた施設	左記事業によって生じた施設 の管理事業に要する経費のう ち、水資源開発施設等保全管理 事業実施要綱第2の事業に要す る経費の2分の1以内
5	・群馬用水事業 ・群馬用水施設緊急改築事業 ・群馬用水緊急改築事業	・取水施設（流況安定施設までを含む。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
6	・両筑平野用水事業 ・両筑平野用水二期事業	・水源施設（寺内導水路及び三奈木導水路を含む。） ・女男石頭首工施設 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
7	・香川用水事業 ・香川用水施設緊急改築事業 ・香川用水施設緊急対策事業	・取水施設 ・東部幹線水路（綾川チェック構造物の下流部を除く。） その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
8	・木曽川用水事業 ・木曽川用水施設緊急改築事業 ・木曽川右岸施設緊急改築事業 ・木曽川右岸緊急改築事業	・白川取水施設（調整池までを含む。） 木曽川大堰施設（海部幹線水路の弥富水位調節堰までを含む。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
		・左記事業によっ て生じた施設	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、水資源開発施設等保全管理事業実施要綱第2の事業に要す

			る経費の2分の1以内
9	・成田用水事業	・取水施設（小泉揚水機場までを含む。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
10	・北総東部用水建設事業	・取水施設（北幹線、九十九塚揚水機場及び北総中央第二分水工までを含む。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
11	・東総用水事業	・利根川取水施設 ・黒部川取水施設 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
12	・三重用水事業	・水源施設 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
		・左記事業によって生じた施設	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、水資源開発施設等保全管理事業実施要綱第2の事業に要する経費の2分の1以内
13	・霞ヶ浦用水事業	・取水施設（南椎尾調整池までを含む。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
14	・埼玉合口二期事業	・合口取水施設 ・末田須賀堰施設 ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内

15	・筑後川下流用水事業	・筑後川左岸施設（取付水路を除く。） ・筑後川右岸施設（小杭揚水機場の下流部を除く。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内
16	・豊川総合用水事業	・大島ダム ・寒狭川導水施設（寒狭川頭首工及び寒狭川導水路をいう。） ・調整池（大原調整池、万場調整池、芦ヶ池調整池及び蒲郡調整池をいう。） ・その他の施設※	左記事業によって生じた施設の管理事業に要する経費のうち、左記補助対象施設のかんがい排水に係る費用の額の10分の5.5以内

※ 別記様式第1号の（様式1）の表の費目の細分の欄に掲げる施設費により修
改築及び追加工事を行う施設

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付申請書

〇〇年度において、下記のとおり独立行政法人水資源機構施設管理事業を実施したいので、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第 3 の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 経費の配分及び補助金額の算出基礎 (様式 1 のとおり)
- 2 収 支 予 算 (様式 2 のとおり)
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(様式1)

経費の配分及び補助金の算出基礎

区 分	費 目	細 分	事業費	左 の 費 用 負 担												摘 要				
				農 業 負 担 額								〇〇〇負担額		〇〇〇負担額			〇〇〇負担額			
				負担率	事業費	左 の 内 訳								負担率	事業費		負担率	事業費	負担率	事業費
						補 助 対 象 負 担 額				補助対象外 負 担 額										
						負担率	事業費	国庫補助率	国庫補助金	負担率	事業費									
A	B	A×B =C	D	=E	F	=G	H	=I	J	A×J =K	L	A×L =M	N	A×N =O						
管理 事業	水路等管理費	維持管理費 水管理費 設備費 施設費 事業車両費 管理業務事務費 一般管理費等 共通業務割掛経費 雑収入	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円			
																				
計																				

(注) 農業負担額とは、かんがいの用に供する者が負担する部分をいう。

(様式2)

収 入

収 支 予 算

区 分	予 算 額	摘 要
農 業 部 門 収 入 国庫補助金収入 農業負担金収入 都市用水等負担金収入 発電事業負担金収入 業 務 外 収 入 ○ ○ ○ ○ 収 入 ・ ・ ・ ・ ・ 収 入 計		

支 出

区 分	予 算 額	摘 要
水 路 等 管 理 費 管理業務事務費 一般管理費等 業 務 外 支 出 他 勘 定 へ 繰 入 精 算 還 付 金 予 備 費 ・ ・ ・ ・ ・ 支 出 計		

別記様式第2号（第9関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け〇〇農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第9の規定により申請する。

記

- 1 経費の配分及び補助金額の算出基礎 （様式1のとおり）
- 2 収支予算 （様式2のとおり）
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 理由書

（注）1 金額の変更のない変更申請は〔 〕の部分を除く。
2 「様式1」及び「様式2」は、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金遅延届出書

〇〇年〇月〇日付け〇〇農振第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	費目	費 目 の 細 分	計画高		事業の遂行状況					備考
					〇年〇月〇日までに完了したもの			〇年〇月〇日以降に実施 するもの		
			事業費 A	国庫補助金	事業費 B	国庫補助金	進捗率 B/A	事業費	国庫補助金	
			円	円	円	円	%	円	円	

事業完了予定年月日 年 月 日

（注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇農振第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(事業の名称)

事業

区分	費 目	費目の細分	計画高		事業の遂行状況		進捗率	適 用
					〇年〇月〇日までに 完了したもの			
			事業費 A	国庫補助金	事業費 B	国庫補助金		
		円	円	円	円	円	%	
計								

事業完了予定年月日 年 月 日

番 号
年 月 日

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金の概算払請求書

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

年 月 日付け〇〇農振第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第13の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注)

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C)残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 下線部は、第12第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金実績報告書

年 月 日付け〇〇農振第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

（また、併せて精算額として独立行政法人水資源機構施設管理費補助金 円の交付を請求する。）

記

- 1 経費の配分及び補助金額の算出基礎 （様式1のとおり）
- 2 収 支 精 算 （様式3のとおり）
- 3 国庫補助金精算書 （様式4のとおり）
- 4 事業完了年月日 年 月 日

- （注） 1 「様式1」は、申請書と実績報告書の経費の配分及び補助金の算出基礎が比較対照できるよう申請書の内容を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

(様式3)

収 支 精 算

収 入

区 分	精 算 額	予 算 額	比較増△減	摘 要
	円	円		

支 出

区 分	精 算 額	予 算 額	比較増△減	摘 要
	円	円		

(注) 収入、支出の区分欄については、別記様式第1号(第3関係)の(様式2)に準ずること。

(様式4)

国庫補助金精算書

事業名	農業負担額計画事業費	補助対象事業費	国庫補助金交付決定額	農業負担額精算事業費	補助対象精算事業費	精算国庫補助額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

独立行政法人水資源機構理事長 氏 名

〇〇年度独立行政法人水資源機構施設管理費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱第14第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

事業名	〇年度計画額		〇年度出来高		翌年度への繰越額		〇年度概算 払受領額	補助事業の 終了予定年 月日	備考
	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金			
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- 注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 〇年度計画額欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。